

◎新潟県告示第1029号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年9月10日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県十日町市小出字下川原癸616、癸618、癸623、癸624の1
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）